

令和7年(ラ)第1003号 利害関係参加申出事件

(基本事件・当庁令和7年(ラ)第1003号宗教法人解散命令に対する抗告事件)

決 定

利害関係参加申出人 小 畠 希 晶

同 今 中 誠 真

同 小 野 愛 佳

同 清 水 純 花

同 石 井 君 尚

同 倉 橋 紗 弥 香

同 椎 葉 実 希

同 福 永 誠 聖

上記8名代理人弁護士 徳 永 信 一

同 佐 々 木 海

主 文

- 1 本件利害関係参加の申出をいずれも却下する。
- 2 手続費用は利害関係参加申出人らの負担とする。

理 由

第1 申出の趣旨

利害関係参加申出人らが、当庁令和7年（ラ）第1003号宗教法人解散命令に対する抗告事件（基本事件）の手續に参加することを許可する。

第2 事案の概要

- 1 世界平和統一家庭連合（以下「本件法人」という。）は、宗教法人である。
文部科学大臣は、宗教法人法5条2項に基づく本件法人の所轄庁である。
- 2 東京地方裁判所は、宗教法人法81条1項に基づき、文部科学大臣の請求により、本件法人の解散を命ずる旨の決定をした。これに対し、本件法人は、同決定を不服として、即時抗告した（基本事件）。
- 3 本件は、本件法人の信者又は職員である利害関係参加申出人（以下、単に「申出人」という。）らが、非訟事件手続法21条2項に基づき、基本事件につき利害関係参加の申出をする事案である。

申出人らは、基本事件の裁判の結果により信教の自由や本件法人との間の雇用関係に影響を受けることから、申出人らは、同項に定める「裁判を受ける者となるべき者以外の者であつて、裁判の結果により直接の影響を受けるもの」に該当すると主張している。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、以下の理由により、申出人らは、いずれも、基本事件の「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」に該当せず、本件利害関係参加の申出はいずれも理由がないと判断する。

1 認定事実

申出人らは、いずれも本件法人の信者であり、そのうち申出人小寫希晶、同今中誠真及び同小野愛佳（以下「職員申出人ら」という。）は、いずれも本件法人の職員である（丙1-1～2-3）。

2 非訟事件手続法21条2項の「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」の意義

非訟事件手続法21条2項は、「裁判を受ける者となるべき者以外の者であ

であり、会社の解散命令（会社法824条）と同趣旨のものであると解される。したがって、解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである。（最高裁平成8年（ク）第8号同年1月30日第一小法廷決定・民集50巻1号199頁参照）

そうすると、申出人らが、基本事件の裁判の結果により信教の自由に直接の影響を受けると認めることはできない。

イ これに対し、申出人らは、本件法人の解散命令によって、①清算手続が開始し、本件法人の財産が裁判所の選任する清算人の管理下に置かれることになり、申出人らが本件法人の財産を用いて行ってきた宗教活動が著しく制限されることになる、②現在存在する本件法人の信者に対する宗教的偏見や差別が拡大し、申出人らは、祈祷や礼拝のために民間施設や公共施設を借り受けることすら困難になることが予想される、③申出人らの信仰の中心的基盤が喪失し、集団での礼拝や行事を通じて形成されてきた信者同士の結びつきが希薄になったり消滅したりするなどの影響が生じる、④本件法人の解散後に活動する団体は、その所得に課税されることになり、税務当局が金銭の流れを通じて当該団体の活動内容を把握することにより、国家によって信仰が管理されることになる、⑤本件法人の教義に基づき結ばれた夫婦から生まれたいわゆる二世信者である申出人らが、自己の存在意義と価値そのものが否定されるに等しい精神的苦痛を受けることになると主張し、これに沿う意見陳述書（丙3-1～3-8）を提出する。

しかしながら、上記④の主張については、税務当局が、宗教団体に対する課税を通じ、当該団体の所得の有無や額等の情報を把握したからといっ

て、そのことにより直ちに、当該団体の信者の信教の自由に影響が生じると認めることはできない。

他方、その余の主張については、確かに、解散命令によって、本件法人の信者である申出人らが行う宗教上の行為に何らかの支障が生ずる可能性があることは否定できない（なお、基本事件の裁判の結果がいかなるものになろうとも、本件法人の信者に対する宗教的偏見や差別が許されるものでないことはいうまでもない。）。しかしながら、上記アで説示したところからすれば、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまり、申出人らが主張し、意見陳述書（丙3-1～3-8）において述べる諸事情を考慮しても、申出人らが、基本事件の裁判の結果により信仰の自由に直接の影響を受けると認めることはできない。

よって、申出人らの上記主張は、いずれも上記アの判断を左右するに足るものではない。

(2) 雇用関係に対する影響をいう職員申出人らの主張について

ア 解散命令により本件法人が解散し、その清算の結了等により法人格が消滅した場合（宗教法人法48条の2、49条の5、破産法35条）には、その時点まで存続していた職員申出人らと本件法人との間の雇用契約は終了するものと解される。

しかしながら、本件法人は、法人格を失ったとしても、その実体がある限り、法人格を有しない宗教団体としては存続し得るのであるから、職員申出人らと本件法人との間の雇用契約は、法的には終了することになるものの、職員申出人らと当該宗教団体との間の雇用契約として存続する可能性がある。

以上に対し、本件法人は、解散命令によって必ず法人格が消滅し、実質的に法人格を存続させる手段があるわけではない。

そうすると、解散命令によって職員申出人らが受ける影響と、本件法人

が受ける影響との間には、その程度に大きな差異があるといわざるを得ず、解散命令によって、職員申出人らと本件法人との間の雇用契約に影響が生じることは否定できないとしても、その影響が、裁判を受ける者である本件法人の受ける影響に準じると評価することは困難である。

イ 職員申出人らは、解散命令により本件法人の清算手続が開始すれば、清算手続に必要な最低限の職員以外の職員は本件法人を解雇され、職を失う旨主張する。しかし、上記アで述べたとおり、解散命令が出た場合に職員申出人らが解雇されるか否か、そのことにより職を失うことになるか否かは、清算手続等の進捗状況や本件法人が法人格を失った後の法人格を有しない宗教団体としての存続の在り方等の諸事情によるのであるから、職員申出人らの上記主張は、採用することができない。

ウ 以上によれば、職員申出人らが解散命令によって自己の雇用関係に影響が生じるとする意見陳述書（丙 3-1～3-3）記載の諸事情を考慮しても、職員申出人らが、裁判を受ける者（本件法人）に準じ、基本事件の裁判の結果により雇用契約上の法的地位や権利関係に直接の影響を受けると認めることはできない。

(3) 小括

一件記録を精査しても、以上のほかに、申出人らが、基本事件の「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」に該当すると認めるに足りる事情は見当たらない。

よって、申出人らが、基本事件の「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」に該当すると認めることはできない。

4 その他の申出人らの主張について

申出人らは、解散命令の手続は、「法律上の争訟」又は「純然たる訴訟事件」であるから、憲法 82 条の趣旨からすれば本来公開されるべきであり、そうであるにもかかわらず非公開で審理するのであれば、申出人らの利害関係参加が

認められるべきであると主張する。

憲法 82 条は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定しているが、この規定にいう裁判とは、現行法が裁判所の権限に属せしめている一切の事件につき裁判所が裁判という形式をもってするすべての判断作用ないし法律行為を意味するものではなく、そのうち固有の司法権の作用に属するもの、すなわち、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず終局的に事実を確定し当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判のみを指すものと解すべきである（最高裁昭和 26 年（ク）第 109 号同 35 年 7 月 6 日大法廷決定・民集 14 卷 9 号 1657 頁、昭和 36 年（ク）第 419 号同 40 年 6 月 30 日大法廷決定・民集 19 卷 4 号 1089 頁、昭和 37 年（ク）第 243 号同 40 年 6 月 30 日大法廷決定・民集 19 卷 4 号 1114 頁、昭和 39 年（ク）第 114 号同 41 年 3 月 2 日大法廷決定・民集 20 卷 3 号 360 頁、昭和 41 年（ク）第 402 号同 45 年 6 月 24 日大法廷決定・民集 24 卷 6 号 610 頁等参照）。

上記 3 (1) アに説示したとおり、宗教法人法 81 条 1 項は、宗教法人に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となる一定の事由がある場合、公益的見地から、その法人格を失わせるため、裁判所に当該宗教法人の解散を命ずる権限を与えたものと解される。同項は、裁判所が、「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により」宗教法人の解散を命ずることができる旨を定めるが、上記のような解散命令の制度の趣旨・目的に照らせば、これは、同項に定める者が、裁判所に対し、宗教法人の解散を命ずる権限の行使を請求できる旨を定めたものと解すべきであって、同項に定める者に対し、宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利を与えたものとは解されない。

そうすると、宗教法人の解散命令は、裁判所が、相対立する当事者の間において、当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し、当事者の主

張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判とはいえない。

よって、申出人らの主張は、前提を欠くものであって、採用することができない。

第4 結論

以上によれば、本件利害関係参加の申出はいずれも理由がないから却下することとして、主文のとおり決定する。

令和7年9月11日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 三 木 素



裁判官 下 馬 場 直



裁判官 南 宏



これは正本である。

令和 7 年 9 月 1 1 日

東京高等裁判所第 1 1 民事部

裁判所書記官 黒 川 篤 法

